

「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する件（案）」について

環境省水・大気環境局海洋環境室

1. 背景・趣旨

船舶からの有害液体物質の排出の規制については、「千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書」（以下「マルポール条約」という。）附属書 II（ばら積みの有害液体物質による汚染の規制のための規則）を受けて、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海防法」という。）及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 201 号。以下「海防法施行令」という。）において規定されている。

海防法施行令においては、国際海事機関で承認される国際バルクケミカルコード（以下「IBC コード」という。）に掲載される物質を対象として、マルポール条約附属書 II の基準に従い、有害液体物質又は有害でない物質に指定するとともに、有害液体物質の有害性に応じた事前処理方法及び排出海域・排出方法等を定めている。

IBC コードが改正されるまでの期間において、新たに国際的にばら積み輸送しようとする液体物質については、毎年 1 回、国際海事機関海洋環境保護委員会（以下「MEPC」という。）によって有害液体物質又は有害でない物質である等の判定が行われており、海防法施行令別表第 1 各号口及び二においては、MEPC の判定に基づき環境大臣が海洋環境の保全の見地から当該物質を指定し、当該物質の有害性の程度に応じた係数を定めることとなっている。

令和元年 12 月 1 日に、MEPC によって IBC コードに掲載されていない 5 物質の汚染分類等の承認が新たに行われ、当該汚染分類等に応じた輸送・排出が国際的に可能となった。このため、MEPC の判定に基づき、「国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質」（平成 18 年 12 月環境省告示第 148 号、以下「MEPC 告示」という。）を改正することとした。

2. 今回の改正の内容

海防法施行令別表第 1 各号口及び二の規定に基づき、MEPC 告示について、新たに MEPC で承認された物質の名称、当該物質の汚染分類、及び混合物の汚染分類の決定の際に使用する当該物質の係数を追加するための改正を行う（詳細は別添のとおり。）。

3. 施行期日

公布の日

新規告示追加対象物質		和訳案	汚染分類 ()	係数
MEPC で承認された物質の名称				
1	Alkylphenols (C10-C18, C12 rich)	アルキルフェノール(アルキル基の炭素数が十二のものを含む炭素数が十から十八までのものの混合物に限る。)	X	25,000
2	Alkyl(C3-C11) benzenes with phenol-formaldehyde/acrylate polymers (33% or less)	アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が三から十一までのものの混合物に限る。)並びにアクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の混合物(アクリレートポリマー及びフェノールホルムアルデヒドポリマーの混合物の濃度が三十三重量パーセント以下のものに限る。)	X	25,000
3	Sodium aluminate solution	アルミン酸ナトリウム溶液(他の海洋環境の保全の見地から有害である物質又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	Y	10
4	Fish by-products (fresh)	魚副産物(生鮮のものに限る。)	Z	0
5	Fish silage (containing 3% or less formic acid with antioxidant)	フィッシュサイレージ(ぎ酸の含有量が三重量パーセント以下であつて、酸化防止剤を含むものに限る。)	Z	0

汚染分類：物質の有害性を評価したもので、X～Z類(有害性：X>Y>Z)、OS(有害でない物質)の4種類で評価される。